

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十五日

秋田県知事 佐竹敬久

## 秋田県規則第六号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則(平成十四年秋田県規則第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表七の項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 秋田県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年秋田県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号(一)中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改め、同条第十二項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第六条第三項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十四項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十五項」に改める。

(秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第六項中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

第十三条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則及び秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 次に掲げる規則の規定中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

一 秋田県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十四号）第八条第一項及び第五項

二 秋田県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十六年秋田県規則第五十四号）第十条第一号及び第三号

（秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第五条 秋田県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第四項中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

第二十三条中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

（秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第六条 秋田県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項及び第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十四項」に改める。

#### 附 則

この規則は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。